

事務連絡  
平成24年8月22日

各  
〔  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
〕  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

食品衛生検査施設に係る疑義照会について（回答）

標記につきまして、別紙のとおり大阪府健康医療部食の安全推進課長及び大阪市健康局生活衛生課長あて回答しましたので情報提供いたします。

事務連絡  
平成24年8月17日

大阪府健康医療部食の安全推進課  
大阪市健康局生活衛生課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

食品衛生検査施設に係る疑義照会について（回答）

平成24年7月5日付け事務連絡で照会のあった標記に関して、下記のとおり回答します。

記

食品衛生検査施設の事務を地方独立行政法人で行う場合については、大阪府・大阪市において設立し、その定款に食品衛生検査施設としての機能・役割を果たす旨を明記することにより、当該地方独立行政法人を食品衛生法第29条に規定する食品衛生検査施設と解して差し支えない。

また、食品衛生検査施設と解する場合にあっては、改めて登録検査機関として登録を行うことを要しない。

なお、その場合には、これまでと同様に業務管理が担保され、緊急に検査が必要となった場合においても、必要な検査体制が確保されるよう留意されたい。

平成 24 年 7 月 5 日

厚生労働省医薬食品局監視安全課長 様

大阪府健康医療部食の安全推進課長  
大阪市健康局生活衛生課長

食品衛生検査施設に係る疑義照会について

現在、大阪府と大阪市においては、府市統合に向けて大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所を統合し、さらに地方独立行政法人化の検討を行っているところです。

食品衛生法第 29 条で「都道府県及び政令市は同法第 25 条第 1 項又は第 26 条第 1 項から第 3 項までの検査及び第 28 条第 1 項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない」と規定されています。また、同法第 25 条及び第 26 条において、同法第 25 条第 1 項又は第 26 条第 1 項から第 3 項までの検査は登録検査機関が行う検査でもよいこととされています。

さらに、同法第 28 条第 4 項で「都道府県知事等は、第 1 項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を登録検査機関に委託することができる」とされていることから、同法第 29 条に規定された検査に関する事務は、必ずしも直営の食品衛生検査施設で実施する必要はないと考えられます。しかし、都道府県や政令市等では、これらの検査以外に同法第 58 条に基づく食中毒調査において、食中毒患者等の糞便や原因となった食品等の検査を実施する必要があります。

これらのことから、今後、府市統合が行われ、地方衛生研究所が地方独立行政法人化された場合、地方衛生研究所以外に食品衛生検査施設がなければ、同法第 58 条に基づく食中毒調査に伴う検査についても直営の検査施設で行うことができなくなりますが、迅速かつ精度の高い検査が行えるのであれば、直営で行わなくても差し支えないと解してよいか。

また、差し支えない場合、地方独立行政法人が運営することになった地方衛生研究所は登録検査機関の登録を必要とするか。ご教示願います。

【参考】大阪府市統合本部 第 13 回会議資料

<http://www.pref.osaka.jp/daitoshiseido/togohonbu/honbukaigi013.html>

連絡先

大阪府健康医療部食の安全推進課

安全推進グループ 榎 優子

代表：06-6941-0351（内線 2570）

直通：06-6944-6835

FAX：06-6942-3910

mail：[EnokiY@mbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:EnokiY@mbox.pref.osaka.lg.jp)